

## 地球温暖化防止に関する重要なお知らせ

～ 神奈川県、横浜市、川崎市の温暖化対策に関する計画書制度がスタート！ ～

(社)神奈川県経営者協会  
環境委員長 丹村 洋一

いよいよ、神奈川県、横浜市、川崎市が条例により義務付けた各種温暖化対策計画書制度が、本年 4 月 1 日より施行されますのでお知らせ致します。

### 1. 事業活動温暖化対策計画書

平成21年度に、県内または市内で、原油に換算して年間1,500 Kリットル以上のエネルギーを使用した事業者、県内または市内で100台以上の車両(除く軽四輪)を使用する事業者、更に川崎市条例では温室効果ガスのうちいずれかの物質の排出量が3,000トン以上の事業者は、平成22年11月30日までに、平成21年度の使用実績と、削減目標(総量値)や目標を達成するための措置の内容などを記載した計画書の提出が義務付けられます。

なお、横浜市内と川崎市内については県条例の適用が除外され、それぞれ横浜市・川崎市の条例が適用されます。

年間 1,500 Kリットル以下の中小規模事業者に対しては提出の義務はありません。任意の提出が可能ですので、条例の精神に沿った積極的な参加をお願い致します。

### 2. 建築物温暖化対策計画書

延べ床面積が5,000平方メートルを超える建築物(横浜市内の場合は、2,000平方メートル以上の建築物)の新築または増改築をする建築主は、建築基準法による確認申請をしようとする日の21日前の日までに、建築物に関わる地球温暖化対策の措置と評価、新エネルギー等の活用に係わる検討結果などを記載した計画書の提出が義務付けられます。なお、横浜市内と川崎市内については県条例の適用が除外され、それぞれ横浜市・川崎市の条例が適用されます。

### 3. 特定開発事業温暖化対策計画書

延べ床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の新築を伴う、1万平方メートル以上の開発行為を行う開発事業者は、着工の90日前の日までに、地球温暖化対策の措置の内容、新エネルギー等の活用に係わる検討結果などを記載した計画書の提出が義務付けられます。

今後、各自治体より計画書作成手引き(マニュアル)やQ & Aが作成され、ホームページ等で公表されます。また、説明会が開催される予定ですので、積極的にご参加戴きまして計画書作成と提出が円滑に進むようご協力をお願い致します。詳細は、各自治体にお問い合わせください。

以上

問い合わせ先  
事務局 松本 TEL 045-671-7060